

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤減算	利用者数25人以下	☐	看護・介護1人未満
	利用者数26人以上60人以下	☐	看護・介護2人未満
	ユニット型・・・2ユニットごとに1以上	☐	満たさない
ユニットケア減算	日中ユニットごとに常時1名以上の介護又は看護職員の配置	☐	未配置
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置	☐	未配置
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録を行っていない	☐	未整備
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない	☐	未整備
安全管理体制未実施減算	事故発生の防止のための指針の整備をしていない、体制整備をしていない、事故発生防止のための委員会及び定期的な研修を実施していない、担当者を置いていない	☐	未整備
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、定期的な研修の実施又は担当者の配置のいずれかの措置を講じていない場合	☐	該当
業務継続計画未策定減算	業務継続計画を策定していない場合	☐	該当

点検項目	点検事項	点検結果	
日常生活継続支援加算 (I)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	☐	該当
	次のいずれかに該当すること ・算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者総数のうち要介護4・5の者が7割以上、 ・算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者総数のうち介護を必要とする認知症入所者（日常生活自立度Ⅲ以上）が6割5分以上 たんの吸引等を必要とする者が1割5分以上	☐	該当
	介護福祉士の数 常勤換算で6：1以上。ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。 a 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を複数種類使用していること。 b 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント（入所者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）及び入所者の身体の状態等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること。 c 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 i 入所者の安全及びケアの質の確保 ii 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 iii 介護機器の定期的な点検 iv 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修	☐	配置
	サービス提供体制強化加算の算定をしていない	☐	該当
	定員、人員基準に適合	☐	該当

点検項目	点検事項	点検結果		
日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	☐	該当	
	次のいずれかに該当すること ・算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者総数のうち要介護4・5の者が7割以上、 ・算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者総数のうち介護を必要とする認知症入所者（日常生活自立度Ⅲ以上）が6割5分以上 たんの吸引等を必要とする者が1割5分以上	☐	該当	
	介護福祉士の数 常勤換算で6：1以上。ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数、常勤換算方法で、入所者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。 a 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を複数種類使用していること。 b 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント（入所者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）及び入所者の身体の状態等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること。 c 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 i 入所者の安全及びケアの質の確保 ii 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 iii 介護機器の定期的な点検 iv 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修	☐	配置	
	サービス提供体制強化加算の算定をしていない	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
看護体制加算(Ⅰ)イ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	☐	該当	
	常勤の看護師を1名以上配置	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
看護体制加算(Ⅰ)ロ	経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	☐	該当	
	常勤の看護師を1名以上配置	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
看護体制加算(Ⅱ)イ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の算定	☐	該当	
	看護職員を常勤換算で2名以上配置	☐	該当	
	看護職員による24時間連絡できる体制の確保	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
看護体制加算(Ⅱ)ロ	経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	☐	該当	
	看護職員を常勤換算で2名以上配置	☐	該当	
	看護職員による24時間連絡できる体制の確保	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	☐ 該当	
	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定する。 ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。 なお、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合には、最低基準を0.6以上上回っている場合に算定する。(ユニット型以外で夜勤職員基準第一号ロ(1)(一)fに基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、最低基準を0.8以上上回っている場合に算定する) ①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上設置している ②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている ③見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 見守り機器等の定期的な点検 (4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	☐ 該当	
	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定する。 ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。 なお、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合には、最低基準を0.6以上上回っている場合に算定する。(ユニット型以外で夜勤職員基準第一号口(1)(一)fに基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、最低基準を0.8以上上回っている場合に算定する) ①夜勤時間帯を通じて、入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上設置している ②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている ③見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 見守り機器等の定期的な点検 (4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	☐ 該当	
	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定する。 ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。 なお、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合には、最低基準を0.6以上上回っている場合に算定する。 ①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上設置している ②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている ③見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 見守り機器等の定期的な点検 (4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
夜勤職員配置加算(Ⅱ)□	経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	☐	該当	
	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定する。 ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。 なお、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合には、最低基準を0.6以上上回っている場合に算定する。 ①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上設置している ②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている ③見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 見守り機器等の定期的な点検 (4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤職員配置加算（Ⅲ） イ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	☐	該当
	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定する。 ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。 なお、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合には、最低基準を0.6以上上回っている場合に算定する。（ユニット型以外で夜勤職員基準第一号ロ（1）（一）fに基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、最低基準を0.8以上上回っている場合に算定する） ①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上設置している ②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている ③見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 見守り機器等の定期的な点検 (4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	☐	該当
	夜勤時間帯を通じ看護職員又は①社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福祉士、②特定登録証の交付を受けた特定登録者、③新特定登録証の交付を受けている新特定登録者、④認定特定行為業務従事者のいずれかを1人以上配置し、①②③の場合は喀痰吸引等業務登録を、④の場合は特定行為業務の登録を受けている。	☐	該当

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤職員配置加算（Ⅲ） □	経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	☐ 該当	
	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定する。 ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。 なお、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合には、最低基準を0.6以上上回っている場合に算定する。（ユニット型以外で夜勤職員基準第一号ロ（1）（一）fに基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、最低基準を0.8以上上回っている場合に算定する） ①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上設置している ②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている ③見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 見守り機器等の定期的な点検 (4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	☐ 該当	
	夜勤時間帯を通じ看護職員又は①社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福祉士、②特定登録証の交付を受けた特定登録者、③新特定登録証の交付を受けている新特定登録者、④認定特定行為業務従事者のいずれかを1人以上配置し、①②③の場合は喀痰吸引等業務登録を、④の場合は特定行為業務の登録を受けている。	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤職員配置加算（Ⅳ） イ	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	☐	該当
	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定する。 ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。 なお、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合には、最低基準を0.6以上上回っている場合に算定する。 ①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上設置している ②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている ③見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 見守り機器等の定期的な点検 (4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	☐	該当
	夜勤時間帯を通じ看護職員又は①社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福祉士、②特定登録証の交付を受けた特定登録者、③新特定登録証の交付を受けている新特定登録者、④認定特定行為業務従事者のいずれかを1人以上配置し、①②③の場合は喀痰吸引等業務登録を、④の場合は特定行為業務の登録を受けている。	☐	該当

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤職員配置加算（Ⅳ） □	経過的ユニット型経過型的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	□ 該当	
	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定する。 ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。 なお、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合には、最低基準を0.6以上上回っている場合に算定する。 ①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上設置している ②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている ③見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 見守り機器等の定期的な点検 (4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	□ 該当	
	夜勤時間帯を通じ看護職員又は①社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福祉士、②特定登録証の交付を受けた特定登録者、③新特定登録証の交付を受けている新特定登録者、④認定特定行為業務従事者のいずれかを1人以上配置し、①②③の場合は喀痰吸引等業務登録を、④の場合は特定行為業務の登録を受けている。	□ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
準ユニットケア加算	12人を標準とする準ユニットでケアを実施	☐	あり	
	個室的なしつらえ、準ユニットごとに共同生活室の設置	☐	あり	
	日中、準ユニットごとに1人以上の介護・看護職員の配置	☐	配置	
	夜間、深夜に2準ユニットごとに1人以上の介護・看護職員の配置	☐	配置	
	準ユニットごとに常勤のユニットリーダー配置	☐	配置	
生活機能向上連携加算Ⅰ	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、施設を訪問し、機能訓練指導員等と共同して利用者又は入所者ごとに個別機能訓練計画を作成している	☐	作成	
	当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている	☐	実施	
生活機能向上連携加算Ⅰ	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の助言に基づき、機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること	☐	作成	
	機能訓練を適切に提供している	☐	実施	
	進捗状況等を説明、必要に応じて訓練内容の見直し	☐	3月ごとに実施	
生活機能向上連携加算Ⅱ	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の助言に基づき、機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること	☐	作成	
	機能訓練を適切に提供している	☐	実施	
	進捗状況等を説明、必要に応じて訓練内容の見直し	☐	3月ごとに実施	

点検項目	点検事項	点検結果		
個別機能訓練加算（Ⅰ）	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置	☐	配置	理学療法士等：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）
	入所者数が100人超の場合、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を昨日訓練指導員として常勤換算方法で、利用者の数を100で除した数以上配置	☐ ☐	配置 100人以下	
	多職種共同による個別機能訓練計画の作成	☐	作成	個別機能訓練計画に相当する内容を施設サービス計画に記載することもできる。
	開始時及び3月ごとに1回以上の個別機能訓練開始時の利用者への説明の有無	☐	あり	
	利用者ごとに、実施時間、訓練内容、担当者等の個別機能訓練に関する記録を保管	☐	該当	
	記録は、当該施設の個別機能訓練の従事者が常んに関覧可能な状態である。	☐	該当	
個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定	☐	算定	
	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効かつ実施のために必要な情報を活用	☐	該当	
個別機能訓練加算（Ⅲ）	個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定	☐	算定	
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定	☐	算定	
	入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有している。	☐	該当	
	必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、当該見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有している。	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
ADL維持等加算（Ⅰ）	評価対象者の総数が10人以上である	☐	該当
	評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月においてと、当該月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、ADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。	☐	該当
	評価対象者のADL利得の平均値が1以上	☐	該当
ADL維持等加算（Ⅱ）	評価対象者の総数が10人以上である	☐	該当
	評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月においてと、当該月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、ADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること	☐	該当
	評価対象者のADL利得の平均値が2以上	☐	該当
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定める	☐	該当
	担当者中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供	☐	実施
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	☐	該当
常勤医師配置加算	専ら職務に従事する常勤の医師1名以上配置	☐	配置
精神科医師配置加算	医師が診断した認知症入所者が全入所者の3分の1以上	☐	満たす
	精神科担当医師が月2回以上定期的に療養指導を実施	☐	実施
	常勤医師加算の算定	☐	算定していない
障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者である入所者占める割合が100分の30以上	☐	満たす
	専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤職員1名以上配置	☐	配置
障害者生活支援体制加算（Ⅱ）	入所者のうち、視覚障害者等である入所者の占める割合が100分の50以上	☐	満たす
	専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤職員2名以上配置	☐	配置
入院・外泊時費用	入院又は外泊をした場合	☐	6日以下
	短期入所生活介護のベッドへの活用の有無	☐	なし
外泊時在宅サービス利用の費用	居宅における外泊を認め、居宅サービスを提供する場合	☐	6日以下
	短期入所生活介護のベッドの活用の有無	☐	なし

点検項目	点検事項	点検結果		
初期加算	入所した日から起算して30日以内	☐		
	算定期間中の外泊の有無	☐	なし	
	過去3月間の当該施設への入所（自立度判定基準によるⅢ、Ⅳ、Ⅴの場合は1月間）	☐	なし	
	30日以上入院後の再入所	☐	あり	
退所時栄養情報連携加算	対象者は、特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者	☐	該当	
	対象となる入所者が、当該施設を退所する際に、当該入所者の主治医の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、当該施設の管理栄養士が当該入所者の栄養管理に関する情報を提供している	☐	実施	又は、病院、診療所若しくは他の介護保険施設に入院若しくは入所する場合、当該医療機関等に対して同様に栄養管理に関する情報を提供する場合も算定可能
	栄養管理に関する情報には、提供栄養量、必要栄養量、食事形態（嚥下食コード含む）、禁止食品、栄養管理に係る経過等が含まれている。	☐	該当	
再入所時栄養連携加算	入所時に経口により食事を摂取していた者が、医療機関に入院し、当該入院中に、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入となった場合	☐	該当	
	当該者が退院後に直ちに再度当該施設に入所した場合	☐	該当	
	施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定	☐	策定	
退所前訪問相談援助加算	入所期間が1月以上（見込みを含む）	☐	満たす	
	介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかが退所後生活する居宅を訪問し、利用者及び家族に対し相談援助を実施（2回を限度）	☐	満たす	
	退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施	☐	満たす	
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	☐	満たす	
	相談援助の実施日、内容の記録の整備	☐	満たす	相談記録

点検項目	点検事項	点検結果		
退所後訪問相談援助加算	介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、医師のいずれかが居宅を訪問	☐	満たす	
	退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施	☐	満たす	
	相談援助の実施日、内容の記録の整備	☐	満たす	相談記録
退所時相談援助加算	入所期間が1月以上	☐	満たす	
	退所時に入所者等に対し退所後の居宅サービス等についての相談援助を実施	☐	満たす	
	退所日から2週間以内に市町村、老人介護支援センターに対し、利用者の同意を得て介護状況を示す文書による情報提供	☐	満たす	
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	☐	満たす	
	相談援助の実施日、内容の記録の整備	☐	満たす	相談記録
退所前連携加算	入所期間が1月以上	☐	満たす	
	退所に先だって居宅介護支援事業者に対し、利用者の同意を得て介護状況を示す文書による情報提供をし、かつ、居宅サービス等の利用に関する調整を実施	☐	満たす	
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	☐	満たす	
	連携を行った日、内容に関する記録の整備	☐	満たす	相談記録
退所時情報提供課算	入所者が退所し、医療機関に入院する場合に、入所者の同意を得て、医療機関に入所者の心身の状況、生活歴等の提供を行なっている。	☐	該当	
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等を共有する会議を月に1回以上開催している。	☐	該当	電子的システムにより当該協力医療機関において、当該施設の入所者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年3回以上開催とすることも可能。
	会議では、特に医療機関に対して診療の求めを行うこととなる可能性が高い入所者や新規入所者を中心に情報共有や対応の確認等を行なっている。	☐	該当	必ずしも、毎回の会議において入所者全員について詳細な病状等を共有しなくても良い。
	会議の内容について、概要を記録している。	☐	実施	

点検項目	点検事項	点検結果		
栄養マネジメント強化加算	常勤換算方法で、入所者の数を50で除して得た数以上の管理栄養士を配置。ただし、常勤の栄養士を1名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあっては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を70で除して得た数以上配置	☐	配置	
	医師、管理栄養士等多職種協働で栄養ケア計画の作成	☐	実施	
	当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施	☐	実施	
	入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	あり	
経口移行加算	定員、人員基準に適合	☐	あり	
	経口による食事摂取のための栄養管理が必要と医師の指示を受けている	☐	受けている	
	誤嚥性肺炎防止のためのチェック	☐	あり	
	医師、管理栄養士等多職種協働で経口移行計画の作成	☐	あり	経口移行計画（参考様式）
	計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る	☐	あり	
	計画に基づく栄養管理の実施	☐	実施	
	計画作成日から起算して180日以内	☐	180日以内	
	180日を超える場合の医師の指示の有無	☐	あり	
	180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示	☐	おおむね2週間毎に実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
経口維持加算（Ⅰ）	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	入所者の摂食・嚥下機能が医師の診断により適切に評価	☐ 受けている	
	誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されている	☐ されている	
	食形態の配慮等誤嚥防止のための適切な配慮の有無	☐ あり	
	医師、歯科医師等多職種協働で経口維持計画の作成	☐ あり	経口維持計画（参考様式）
	計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る	☐ あり	
	計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を実施	☐ 実施	
	経口移行加算を算定していない	☐ 算定していない	
経口維持加算（Ⅱ）	協力歯科医療機関を定めている	☐ 定めている	
	経口維持加算Ⅰを算定している	☐ 算定している	
	食事の観察及び会議等に、医師（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項に規定する医師を除く）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が参加している	☐ 参加している	

点検項目	点検事項	点検結果		
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されている	☐	該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に口腔ケアを月2回以上行う	☐	月2回以上	
	歯科衛生士が、入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行っている	☐	行っている	
	歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に対応している	☐	対応している	
	入所者又は家族等への説明、同意	☐	あり	
	口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点、歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録が作成され保管されている	☐	該当	実施記録
	歯科衛生士が、介護職員から当該入所者の口腔に関する相談等に必要な応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行っている	☐	行っている	

点検項目	点検事項	点検結果		
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されている	☐	該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に口腔ケアを月2回以上行う	☐	月2回以上	
	歯科衛生士が、入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行っている	☐	行っている	
	歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に対応している	☐	対応している	
	入所者又は家族等への説明、同意	☐		
	口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点、歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録が作成され保管されている	☐	該当	実施記録
	歯科衛生士が、介護職員から当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行っている	☐	行っている	
	入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出	☐	該当	
	口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	☐	該当	
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	☐	あり	
療養食加算	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	☐	あり	
	定員、人員基準に適合	☐	あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	☐	あり	
	療養食の献立の作成の有無	☐	あり	療養食献立表
特別通院送迎加算	対象者は、家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある透析を要する入所者である。	☐	該当	
	当該対象者に対して、1月に12回以上、通院のための送迎を行った。	☐	該当	透析以外の目的による通院送迎は回数に含めない。

点検項目	点検事項	点検結果		
配置医師緊急時対応加算	入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて、配置医師と施設の間で、具体的な取り決めがなされている	☐	具体的な取り決めがなされている	1年に1回以上見直しをすること。
	複数名の配置医師を置いていること、若しくは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保している	☐	配置	
	看護体制加算（Ⅱ）を算定している	☐	算定している	
	配置医師の通常の勤務時間外又は早朝・夜間或いは深夜に施設を訪問し、診療を行う必要があった理由を記録している	☐	記録している	配置医師の通常の勤務時間外とは、配置医師と施設の間であらかじめ定められた配置医師が当該施設において勤務する時間以外の時間
看取り介護加算（Ⅰ）	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断	☐	あり	
	医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」という）が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、入所者又はその家族等が同意している	☐	あり	
	看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている	☐	あり	
	入所者に関する記録を活用した説明資料の作成とその写しの提供	☐	あり	
	常勤の看護師を1名以上配置し、看護職員、又は病院等の看護職員との連携による24時間連絡できる体制を確保	☐	あり	
	24時間連絡できる体制（連絡対応体制に関する指針やマニュアル等が整備され、看護職員不在時の介護職員の観察項目の標準化がされ、看護介護職員に研修等で周知されている等）が整備されている	☐	該当	
	看取りに関する指針を定め、入所の際に入所者又はその家族等に内容説明、同意の有無	☐	あり	
	医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと	☐	あり	
	看取りに関する職員研修の実施	☐	あり	
	看取りを行う際の個室又は静養室の利用が可能となる配慮	☐	あり	
	（1）死亡日以前31日以上45日以内	☐	1日72単位	
	（2）死亡日以前4日以上30日以内	☐	1日144単位	
	（3）死亡日の前日及び前々日	☐	1日680単位	
	（4）死亡日	☐	1日1280単位	

点検項目	点検事項	点検結果		
看取り介護加算（Ⅱ）	上記に加え、配置医師緊急時対応加算の施設基準に該当	☐	該当	
在宅復帰支援機能加算	算定日の属する月の前6月間の退所者（在宅・入所相互利用加算対象者を除く。）総数のうち在宅で介護を受けることとなった者（入所期間1月超に限る。）の割合が2割超	☐	該当	
	退所日から30日以内に居宅を訪問すること又は居宅介護支援事業者から情報提供を受け、在宅生活が1月以上継続することの確認・記録の実施	☐	あり	
	入所者の家族との連絡調整の実施	☐	あり	
	入所者が希望する居宅介護支援事業者に対し、必要な情報提供、退所後の利用サービス調整の実施	☐	あり	介護状況を示す文書
	算定根拠等の関係書類の整備の有無	☐	あり	
在宅・入所相互利用加算	あらかじめ在宅期間、入所期間を定め、文書による同意を得ている	☐	あり	同意書
	介護に関する目標、方針等について利用者等への説明及び合意の有無	☐	あり	
	施設の介護支援専門員、介護職員等、在宅の介護支援専門員等との支援チームの結成	☐	あり	
	おおむね1月に1回のカンファレンスの実施及び記録の有無	☐	あり	次期在宅期間、入所期間の介護の目標及び方針をまとめた記録
小規模拠点集合型施設加算	同一敷地内で、5人以下の居住単位に入所	☐	5人以下	

点検項目	点検事項	点検結果		
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	入所者総数のうち、日常生活に支障をきたす症状又は行動があるため介護を必要とする認知症者（日常生活自立度Ⅲ以上の者）である対象者の割合が2分の1以上	☐	該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的実施	☐	該当	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	入所者総数のうち、日常生活に支障をきたす症状又は行動があるため介護を必要とする認知症者（日常生活自立度Ⅲ以上の者）である対象者の割合が2分の1以上	☐	該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的実施	☐	該当	
	専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐	該当	
	介護職員、看護職員ごとの研修計画の作成、実施又は実施を予定	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	入所者の総数のうち日常生活自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の占める割合が2分の1以上	☐	該当	
	対象者に対して、認知症の行動・心理症状（以下「BPSD」という）の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資するチームケアを行っているか。 ※当該加算における「チームケア」は、複数人の介護者がチームを組み、利用者の情報を共有した上で、介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。	☐	該当	
	チームには、「認知症介護指導者養成研修」を修了し、かつ、認知症チームケア推進研修（認知症である入所者等の尊厳を保持した適切な介護、BPSDの出現・重症化を予防するケアの基本的考え方を理解し、チームケアを実践することを目的とした研修をいう。）を修了した者を1名以上配置している。	☐	該当	
	対象者である入居者等個人に対し計画的にBPSDの評価指標を用いて評価を実施し、その評価の結果に基づき、チームケアの計画を作成・実施している。 ※計画の作成にあたっては、評価の結果と整合性が取れた計画を、個々の入居者等の状態に応じて個別に作成することとし、画一的な計画とならないよう留意すること。また、ケアにおいて入居者等の尊厳が十分保持されるよう留意すること。	☐	該当	
	チームは、ケアの質の向上を図る観点から、チームケアを実施するにあたっては、対象者1人につき月1回以上の定期的なカンファレンスを開催し、BPSDを含めて個々の入所者等の状態を評価し、ケア計画策定、ケアの振り返り、状態の再評価、計画の見直し等を行っている。	☐	該当	
	入所者等の状態の評価、ケア方針、実施したケアの振り返り等は「認知症チームケア推進加算・ワークシート」及び介護記録等に詳細に記録している。	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	入所者の総数のうち日常生活自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の占める割合が2分の1以上	☐	該当
	対象者に対して、認知症の行動・心理症状（以下「BPSD」という）の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資するチームケアを行っているか。 ※当該加算における「チームケア」は、複数人の介護者がチームを組み、利用者の情報を共有した上で、介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。	☐	該当
	チームには、「認知症介護実践リーダー研修」を修了し、かつ、認知症チームケア推進研修（認知症である入所者等の尊厳を保持した適切な介護、BPSDの出現・重症化を予防するケアの基本的考え方を理解し、チームケアを実践することを目的とした研修をいう。）を修了した者を1名以上配置している。	☐	該当
	対象者である入居者等個人に対し計画的にBPSDの評価指標を用いて評価を実施し、その評価の結果に基づき、チームケアの計画を作成・実施している。 ※計画の作成にあたっては、評価の結果と整合性が取れた計画を、個々の入居者等の状態に応じて個別に作成することとし、画一的な計画とならないよう留意すること。また、ケアにおいて入居者等の尊厳が十分保持されるよう留意すること。	☐	該当
	チームは、ケアの質の向上を図る観点から、チームケアを実施するにあたっては、対象者1人につき月1回以上の定期的なカンファレンスを開催し、BPSDを含めて個々の入所者等の状態を評価し、ケア計画策定、ケアの振り返り、状態の再評価、計画の見直し等を行っている。	☐	該当
	入所者等の状態の評価、ケア方針、実施したケアの振り返り等は「認知症チームケア推進加算・ワークシート」及び介護記録等に詳細に記録している。	☐	該当

点検項目	点検事項	点検結果		
認知症行動・心理症状緊急 対応加算	利用者又は家族の同意	☐	あり	
	退所に向けた地域密着型施設サービス計画の策定	☐	あり	
	判断した医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等の記録	☐	あり	
	入所者が入所前一月の間に当該施設に入所したことがない場合及び過去1月の間に当該加算を算定したことがない	☐	該当	
	病院又は診療所に入院中の者等が直接当該施設へ入所していない等	☐	該当	
	個室等、認知症の行動・心理症状の憎悪した者の療養にふさわしい設備を整備している	☐	該当	
	判断した医師による診療録等への症状、判断の内容等の記録	☐	該当	
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、少なくとも3月に1回、評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	☐	該当	
	評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成	☐	該当	
	入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録している	☐	該当	
	評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直している	☐	該当	
	褥瘡ケア計画に基づいたケアを実施する際には、褥瘡ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ている	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡マネジメント加算Ⅰの(1)から(4)までに掲げる基準	☐	適合	
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ(1)の評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者について、褥瘡の発生がない	☐	該当	
排せつ支援加算（Ⅰ）	要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも六月に一回評価する	☐	該当	
	評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること	☐	該当	
	医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施している	☐	該当	
	少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直していること	☐	該当	
	支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、入所者又はその家族に対し、排せつの状態及び今後の見込み等について説明し、入所者及びその家族の理解と希望を確認している	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
排せつ支援加算（Ⅱ）	要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも六月に一回評価する	☐	該当	
	評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること	☐	該当	
	医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施している	☐	該当	
	少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直していること	☐	該当	
	支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、入所者又はその家族に対し、排せつの状態及び今後の見込み等について説明し、入所者及びその家族の理解と希望を確認している	☐	該当	
	以下のいずれかに該当すること （一）施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない （二）施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって、おむつを使用しなくなった	☐	該当	
		☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
排せつ支援加算（Ⅲ）	要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも六月に一回評価する	☐	該当	
	評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること	☐	該当	
	医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施している	☐	該当	
	少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直していること	☐	該当	
	支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、入所者又はその家族に対し、排せつの状態及び今後の見込み等について説明し、入所者及びその家族の理解と希望を確認している	☐	該当	
	施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない	☐	該当	
	施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって、おむつを使用しなくなった	☐	該当	
自立支援促進加算	医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも六月に一回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用していること	☐	適合	
	自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、多職種共同で自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施する	☐	実施	
	少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直している	☐	実施	
	医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加している	☐	実施	
科学的介護推進体制加算Ⅰ	入所者ごとのＡＤＬ値等の情報を厚生労働省に提出	☐	該当	
	サービスの提供に当たって、必要な情報を活用していること	☐	あり	
科学的介護推進体制加算Ⅱ	入所者ごとの疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出	☐	該当	
	サービスの提供に当たって、必要な情報を活用していること	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している。	☐	該当	
	協力医療機関その他の医療機関（以下「協力医療機関等」という）との間で、新興感染症以外の感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応している。	☐	該当	
	感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している。	☐	該当	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている。	☐	該当	
	入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している。 (1) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ※「利用者の安全及びケアの質の確保」について ①見守り機器等から得られる離床の状況、睡眠状態やバイタルサイン等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種が連携して、見守り機器等の導入後の利用者等の状態が維持されているか確認すること。 ②利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用方法の変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討すること。 ③見守り機器等を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定期巡回の実施についても検討すること。 ④介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。			

点検項目	点検事項	点検結果	
生産性向上推進体制加算 (I)	(2) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ※実際に勤務する職員に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、介護機器等の導入後における次の①から③までの内容をデータ等で確認 ①ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無 ②職員の負担が過度に増えている時間帯の有無 ③休憩時間及び時間外勤務等の状況	☐	該当
	(3) 介護機器の定期的な点検 ※次の①及び②の事項を行うこと。 ①日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認するなどの不具合のチェックを行う仕組みを設けること。 ②使用する介護機器の開発メーカー等と連携し、定期的に点検を行うこと。		
	(4) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 ※介護機器の使用方法的講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。		
	介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある。	☐	実績あり
	介護機器を複数種類活用している。	☐	該当
	委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認している。	☐	該当

点検項目	点検事項	点検結果	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している。 (1) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ※「利用者の安全及びケアの質の確保」について ①見守り機器等から得られる離床の状況、睡眠状態やバイタルサイン等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種が連携して、見守り機器等の導入後の利用者等の状態が維持されているか確認すること。 ②利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用方法の変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討すること。 ③見守り機器等を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定期巡回の実施についても検討すること。 ④介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。	☐	該当
	(2) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ※実際に勤務する職員に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、介護機器等の導入後における次の①から③までの内容をデータ等で確認 ①ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無 ②職員の負担が過度に増えている時間帯の有無 ③休憩時間及び時間外勤務等の状況		
	(3) 介護機器の定期的な点検 ※次の①及び②の事項を行うこと。 ①日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認するなどの不具合のチェックを行う仕組みを設けること。 ②使用する介護機器の開発メーカー等と連携し、定期的に点検を行うこと。		
	(4) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 ※介護機器の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。 介護機器を活用している。	☐	該当

点検項目	点検事項	点検結果		
安全対策体制加算	施設基準第155条第1項に規定する基準に適合	☐	適合	
	担当者が安全対策に係る外部の研修を受けている	☐	受けている	
	安全管理部門を設置、安全対策を実施する体制が整備	☐	該当	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上	☐	いずれか該当	
	介護職員の総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合が100分の35以上			
	指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の質の向上に資する取り組みを実施	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上	☐	いずれか該当	
	看護・介護職員のうち常勤職員の占める割合が100分の75以上			
	利用者に直接処遇職員の総数のうち勤続7年以上の者100分の30以上			
	定員、人員基準に適合	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) ①～⑭の全てにチェックが付いている。 (Ⅱ) ①～⑬にチェックが付いている。 (Ⅲ) ②と④～⑫にチェックが付いている。 (Ⅳ) ②と④～⑩、⑫にチェックが付いている。	① 介護職員その他の職員の賃金改善に要する費用の見込額が、介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	② 仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てている。	☐	該当	
	③ 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上となっている。 ※介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りではない。	☐	該当	
	④ 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	⑤ 賃金改善の実施 ※ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分は除く）を見直すことはやむを得ないが、その内容を松本市長（高齢福祉課）に届け出ること。	☐	あり	
	⑥ 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	⑦ 前12月間に労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	⑧ 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	⑨ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	⑩ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	⑪ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に書面をもって周知	☐	あり	
	⑫ 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
	⑬ ⑫の内容をインターネットその他の適切な方法で公表	☐	あり	
	⑭ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ている。	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等処遇改善加算 (V)(1)	介護職員等処遇改善加算のチェック項目①と③～⑭のチェックが 付いている。	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (V)(2)	介護職員等処遇改善加算のチェック項目①と③～⑩と⑫～⑭の チェックが付いている。	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (V)(3)	介護職員等処遇改善加算のチェック項目①と③～⑬までのチャッ クが付いている。	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (V)(4)	介護職員等処遇改善加算のチェック項目①と③～⑩、⑫、⑬の チェックが付いている。	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (V)(5)	介護職員等処遇改善加算のチェック項目①と③～⑩、⑫～⑭の チェックが付いている。	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (V)(6)	介護職員等処遇改善加算のチェック項目①と③～⑩、⑫、⑬の チェックが付いている。	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (V)(7)	介護職員等処遇改善加算のチェック項目①と③～⑧、⑫～⑭の チェックが付いている。	☐	該当	
	介護職員等処遇改善加算のチェック項目⑨か⑩のどちらかの チェックが付いている。	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (V)(8)	介護職員等処遇改善加算のチェック項目①と④～⑫のチェックが 付いている。	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (V)(9)	介護職員等処遇改善加算のチェック項目①と③～⑧、⑫、⑬の チェックが付いている。	☐	該当	
	介護職員等処遇改善加算のチェック項目⑨か⑩のどちらかの チェックが付いている。	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (V)(10)	介護職員等処遇改善加算のチェック項目①と③～⑧、⑫～⑭の チェックが付いている。	☐	該当	
	介護職員等処遇改善加算のチェック項目⑨か⑩のどちらかの チェックが付いている。	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (V)(11)	介護職員等処遇改善加算のチェック項目①と④～⑫のチェックが 付いている。	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (V)(12)	介護職員等処遇改善加算のチェック項目①と③～⑧、⑫、⑬の チェックが付いている。	☐	該当	
	介護職員等処遇改善加算のチェック項目⑨か⑩のどちらかの チェックが付いている。	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等処遇改善加算 (V)(13)	介護職員等処遇改善加算のチェック項目①と④～⑧、⑫のチェックが付いている。	☐	該当	
	介護職員等処遇改善加算のチェック項目⑨か⑩のどちらかのチェックが付いている。	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (V)(14)	介護職員等処遇改善加算のチェック項目①と④～⑧、⑫のチェックが付いている。	☐	該当	
	介護職員等処遇改善加算のチェック項目⑨か⑩のどちらかのチェックが付いている。	☐	該当	